

中小企業のみなさんの海外展開を応援します！

海外市場調査から商品やサービス等の海外向け改良・ブラッシュアップ、海外販路開拓に至るまでを切れ間なく支援します。



対象の方

・県内の中小企業者（みなし大企業を除く。）

助成対象事業・助成対象経費

①市場調査事業

海外販路開拓をめざす国や地域の市場環境や消費者ニーズ等の調査に要する経費の一部を助成します。

専門家謝金、旅費、事務費（会場借上費、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料、保険料）、委託料（海外市場調査事業の一部を委託する経費）

②商品等改良事業

海外市場調査結果に基づき、商品等の改良（ローカライズ）や試作品製作等に要する経費の一部を助成します。

専門家謝金、旅費、事務費（産業財産権導入費、原材料・消耗品費、機械装置費・工具器具費）、委託費（商品等改良事業の一部を委託する経費）

③海外見本市等出展事業

海外見本市等への出展に係る経費の一部を助成します。

旅費、事務費（会場借上費、見本市等出展費（小間料、装飾料、代行出展、オンライン出展を含む。）、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料、保険料）

助成率・助成限度額等

- ・助成率：助成対象経費の1/3以内
- ・助成限度額：100万円（下限額：20万円）

コーディネーター等による支援

- ・専門知識を持った岐阜県産業経済振興センターの海外展開コーディネーターやモノづくりコーディネーター、よろず支援コーディネーターが伴走型で支援します。（無料）
- ・（独）中小企業基盤整備機構の国際化支援アドバイザーが、中国やアセアンでの様々な海外ビジネスに関するご相談に応じます。（無料）

その他

- ・同一年度に助成対象事業の①～③を申請することができます。この場合の助成限度額は、それぞれの合計となります。（例：①～③を申請し採択された場合は300万円）

募集期間

4月27日（水）～6月30日（木）（当日、消印有効）

提出先（原則、提出は郵送でお願いします）

〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 10階
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 資金課

・ご不明な点はお問合せください
・申請される前にお知らせください



【お問合せ先】公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
経営支援部 資金課 長井、安藤
TEL (058)277-1091 e-mail kaigai-tenkai@gpc-gifu.or.jp

※この事業は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して実施しています。



①市場調査事業

- Q 1 海外見本市の視察も市場調査の助成対象となりますか？
→ 海外見本市の視察のみでは、助成対象となりません。海外見本市と併せて対象国のデパートやショッピングモール等の市場環境や消費者ニーズなど幅広く調査すれば助成対象となります。
- Q 2 海外販路開拓のために、海外拠点の設置を検討していますが、この事前調査も助成対象となりますか？
→ 対象となります。
- Q 3 市場調査を外部に委託して実施することはできますか？
→ 調査事業のすべてを委託することはできませんが、一部なら委託することができます。
- Q 4 社員の渡航費も助成対象となりますか？
→ 渡航費（エコノミークラス2名に限る。）や宿泊費も助成対象となります。

②商品等改良事業

- Q 1 新商品の開発ではなく既存商品の改良でも構わないですか？
→ 構いません。既存商品のパッケージを対象国向けに変えることも対象となります。
なお、助成金を使って改良した商品を販売することによって、補助事業実施期間内に利益が生じた場合は、助成金の全部又は一部に相当する額を納付していただく場合があります。

③海外見本市等出展事業

- Q 1 海外見本市等への出展しか補助対象になりませんか？
→ 海外でのプロモーションも対象となります。
会場を借り上げて実施する場合は、これも助成対象となります。
- Q 2 職員の渡航費も対象となりますか？
→ 渡航費（エコノミークラス2名に限る。）や宿泊費も助成対象となります。
- Q 3 海外見本市出展時に利益があった場合はどうなりますか？
→ 利益があった場合は、助成対象経費から除外します。
- Q 4 コロナ禍により海外見本市開催国へ入国できない場合はどうなりますか？
→ 海外見本市代行出展やオンライン出展による参加も対象となります。

④その他

- Q 1 市場調査、商品等の改良、海外見本市等出展を同一年度で申請することはできますか？
→ 申請することができます。この場合の助成限度額は300万円（100万円×3事業）となります。
- Q 2 市場調査、商品等の改良は、この助成金を使用して実施しなければなりませんか？
→ この助成金は、中小企業の方が市場調査を行い、これに合うよう商品を改良し、海外見本市等を活用し、海外販路を開拓することを想定していますが、既に自社で市場調査、商品等の改良を実施されている場合は、海外見本市等への出展だけでも申請することができます。
- Q 3 クレジットによる支払いは可能ですか？
→ クレジットによる支払いも可能ですが、事業実施期限（令和5年2月末）までに引き落としがない場合は支払いが確認できないため、助成対象とはなりませんので、注意願います。
- Q 4 事業期間はいつまでですか？
→ 令和5年2月末までに事業（支払いを含む。）を完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。
- Q 5 事業の着手はいつからですか？
→ 交付決定のあった日以降です。ただし、事業の性格上、やむを得ない場合は事前着手理由書を提出していただきます。（例：交付決定前に出展を希望する海外見本市等の申込期限が到来する場合など）
- Q 6 申請後のスケジュールはどうなりますか？
→ 申請書類を審査委員会において審査し、交付決定の手続きを行います。

※詳細については、「実施の手引き」をご参照ください。
不明な点は、裏面の【お問合せ先】にお問合わせ願います。